

委員会活動報告

平成28年12月15日及び22日の本会議で付託された議案について、総務委員会（12月15日、平成29年1月10日）、産業建設委員会（1月11日）、教育厚生委員会（1月12日）、予算審査特別委員会（1月16日）を開き審査しましたので、その概要をお知らせします。

また、閉会中に開催された決算審査特別委員会の審査内容をお知らせします。

付託された議案8件を審査しました。

○第52号議案 島原市し尿処理施設 条例

し尿処理施設の建て替えに伴い、その施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

質疑 既存の条例との相違点は。

答弁 大きく異なる点は、名称が「島原市浄化苑」から「前浜クリーン



館」という名称で提案している。次に、し尿投入手数料が変更になる。現在は3段階で手数料を設定しており消費税込みで、6000リットル以下が43円、6000リットルを超えて1800リットルま



し尿処理施設（完成予想図）

でが108円、1800リットルを超えて3600リットルまでが216円となっているが、新たな条例案では、消費税別で10キログラムにつき1・5円で設定している。

質疑 有明地区の収集業者は雲仙市のし尿も収集しているのか。また個人から徴収するくみ取り手数料は有明地区も雲仙市の一部の地域も同じなのか。

答弁 有明地区を収集している業者は有明町から愛野町までの区域の収集をしている。くみ取り手数料は島原市が18リットル当たり116円に対して、南高北部環境衛生組合の地域は18リットル当た

り115・2円で、0・8円の違いがある。

このほか、各家庭がくみ取り業者に支払う収集手数料等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第54号議案 市長及び副市長の給与に関する条例及び島原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

国家公務員の給与改定に準じ、市長、副市長及び市議会議員の期末手当を改定するため、この条例を改正しようとするもの。

質疑 今回の期末手当の増額改定議案が可決すれば、全ての議員に改定後の期末手当額が支給されるが、この議案に反対の場合は、本人の申し出により、受け取りを辞退することができるか。

答弁 市議会議員の場合は、公職選挙法の関係があるので、条例どおりに支給しなければいけない。もしそれを市に返納するとなると、公職選挙法の寄付行為に抵触すると思われる。

質疑 県内各市の状況はどうか。

答弁 改定後の月数より高い2市を除いて、年間3・25月で改正をされている。

このほか、報酬等審議会についての質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第55号議案
一般職の職員の給与に関する条例及び島原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の給与を改定するため、この条例を改正しようとするもの。

質疑 改定の対象となる職員の総数、改定の率及び総額、一人当たり平均改定額は。

答弁 職員の総数は一般会計で349人、改定率は給料表が平均0・2%引き上げ、勤勉手当が0・1月分の引き上げで4・2月分から4・3月分となる。影響額は約1770万円で一人当たり平均約4万4千円の増となる。

質疑 長崎県内の一般職の給与改定の状況は。

答弁 県内他市の職員の給与改定については、全て国の人事院勧告の内容に準じた改定を行うと聞いている。

このほか、最近の改定の状況等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第56号議案
島原市税条例の一部を改正する条例
○第57号議案
島原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

第56号議案及び第57号議案については、所得税法等の一部改正に伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするものであり、関連があるため一括して審査しました。

質疑 台湾と日本が公式な国交がないためにこれまでできていなかったが、日台租税取決めという民間取決めにおいてこの内容を日本でも実施するということが、今まで台湾で得た利益の把握どのようにされていたのか。

答弁 利子、配当等については、源泉徴収という形でなされており、それがそのまま課税をしてきた。

このほか、該当となる島原市民はいるのか等について質疑がなされ、採決の結果、第56号議案及び第57号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

○第59号議案
南高北部環境衛生組合規約の変更について
○第60号議案
南高北部環境衛生組合の解散について
○第61号議案
南高北部環境衛生組合の解散に伴う財産処分について

第59号議案、第60号議案及び第61号議案については、南高北部環境衛生組合の解散に関する議案であり、関連があるので一括して審査しました。

質疑 島原市の起債の償還は平成29年度までとのことだが、覚書で本来は平成34年度まで負担することになっていた。その額は幾らなのか。

答弁 島原市が平成29年度以降支払う金額の合計は、交付税措置を考慮した場合本来1億3956万9千円になる。そのうち2765万5千円を1年だけ負担することになる。

質疑 国からの補助金を使い南高北部環境衛生組合の施設を建設したと思うが、建設後一定期間より早く解散する場合、補助金の返還が生じると聞いたことがあるがどうなっているのか。

答弁 国から補助金をもらって施設を建設している。返還が必要なケースがあるが、解散により施設を無償譲渡すると補助金の返還が発生しない。今回はこのケースに当たり、返還は発生しない。
このほか、南高北部環境衛生組合の資産や精算手続き等について質疑がなされ、採決の結果、第59号議案、第60号議案及び第61号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

産業建設委員会



付託された議案2件を
審査しました

○第58号議案 島原市報酬及び費用弁償条例 の一部を改正する条例

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、新たに農地利用最適化推進委員の報酬額を定めるとともに、農業委員会の委員の報酬額を改めるため、この条例を改正しようとするもの。

質疑 農業委員会委員の職務は多忙であると認識しているが、前回の改正では農業委員会委員の定数が減り、今回の改正では農業委員会委員の月額報酬が減額となっている状況において、農業委員会

委員の仕事の役割はこれまでと比べてどうなのか。

答弁 先の議会において、農業委員会委員の定数の減と併せて、新たに農地利用最適化推進委員を設ける議決をいただいた。これにより、現農業委員会委員の任期満了後、平成29年7月20日以降、農業委員会委員は、農業委員会委員と新たに農地利用最適化推進委員が活動することになる。農業委員会の業務は、委員双方が協力しながら行っていたことになるため、運営上はこれまでと変わらないと考えている。

質疑 農業委員会委員の報酬額について、国が示している基準などはあるのか。

答弁 全国平均で、現在の農業委員会委員の報酬月額額は3万円だが、農業委員会の委員は定数が改正され農地利用最適化推進委員が新設されたことによりふえるので、今後は2万5千円程度に下がるのではないかとされている。しかし、国において、農地利用最適化交付金が新たに設けられており、農地利用最適化推進のための活動に対する報酬、活動に伴って

成果が表れた場合に対する報酬が基礎的月額報酬に上乗せして出せるようになっていく。

このほか、報酬額の妥当性、交付金の基準等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第66号議案 公の施設の指定管理者の指定 について

島原市有明の森フラワー公園の管理を、共同事業体ブランド島バラに行われるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものの。

質疑 共同事業体とはどのようなものか。また、共同事業体を構成する代表構成員及び構成員の概要は。

答弁 共同事業体とは2つ以上の団体からなる任意の団体である。また、代表構成員は福岡市に本社がある株式会社ブチライフで、医療機器等の製造販売や森林セラピーを行い、構成員は山口県光市に本社がある株式会社繁農園で、造園業等を行っている会社である。

質疑 新たに指定を受ける事業体だが、そこで働く職員の雇用関係について、また、公園の管理運営や自主事業の計画についてはどのような計画か。

答弁 6名を雇用され、社会保険に加入されると聞いている。また、公園の管理は公募の際の計画に基づき運営をしていただく、従前どおりの運営をされていく中、自主事業では花見夜桜まつり、ポケモンまつり、恐竜イベント、イルミネーションなどを行い集客を図る計画をされている。

このほか、指定管理者に対する指導計画、事務所の設置場所等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。



フラワー公園に咲く花

教育厚生委員会



付託された議案5件を審査しました。

○第53号議案 島原市奨学金金貸付案

例

優秀な人材の育成と市への定住促進に資することを目的として、奨学金の支給等に必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

質疑 収入基準について、国で検討されている給付型奨学金は非課税世帯で4人世帯の場合が年収約295万円以下ということだが、市の奨学金

の収入基準はどうなっているか。

答弁 国の基準より高い収入でも利用できるようなっている。

市の奨学金は県の奨学金の基準に準じており、給与所得で4人世帯、国公立大学の自宅外通学の場合、年収で約830万円以下ということと考えている。

このほか、貸与額の根拠、財源、奨学生を選考する審議委員会等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することになった。

○第62号議案 公の施設の指定管理者の指定について

島原市営陸上競技場、島原市営球場及び島原市営総合運動公園庭球場の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするもの。

質疑 指定管理による経費節減効果については。

答弁 指定管理を導入後、これまでの10年間で市全体では約5億円、この総合運動公園一帯の3施設

設については約2700万円の削減効果があつたと算出している。

このほか、指定期間を5年にした経緯等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第63号議案 公の施設の指定管理者の指定について

島原復興アリーナ及び島原市平成町多目的広場の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするもの。

質疑 復興アリーナについては、幼児から高齢者まで幅広い年代の方のイベントや、バレーボールやレスリングといった各種競技の大会など、かなり多くの方が利用されているが、稼働率はどれ位なのか。

答弁 メインアリーナの稼働率で約46%となっている。

このほか、自主事業の計画等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第64号議案 公の施設の指定管理者の指定について

島原市霊丘公園体育館・弓道場ほか5施設の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするもの。

質疑 れいなん会館については以前、器具の老朽化による事故が発生した経緯があるが、施設も含めてかなり老朽化が進んでいる。市内にはれいなん会館のほか、平成町人工芝グラウンドと有明福祉センターにもトレーニングルームがあるが、施設の統廃合も含めた議論はされているのか。

答弁 現在、公共施設等総合管理計画を策定しており、来年度には施設ごとに個別の計画をつくるよう計画をしているので、その中で統廃合を含めて検討しなければならぬと考えている。

このほか、施設の点検方法、有馬武道館及び温水プールの耐震化等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第65号議案
公の施設の指定管理者の指定
について

島原文化会館の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするもの。

質疑 島原文化会館は昭和49年に建てられ、約42年が経過しているが、この施設はいつまで使える施設なのか。

答弁 文化会館に限らず、一般的に建物の耐用年数としては、鉄筋コンクリート造の場合、用途によって若干異なるが四十七、八年となっている。

このほか、施設の修繕料、指定管理施設の再編等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。



予算審査特別委員会

審査に当たっては、まず常任委員会を単位とする各所管の分科会からの審査報告を行い、その後、総括質疑を行いました。

○第67号議案
平成28年度島原市一般会計
補正予算(第5号)

3億1540万9千円を増額し、予算の総額を248億7161万8千円とするもの。

質疑 職員の人件費の増減の内訳は。

答弁 給与改定による増、職員の退職による減、各種手当の減などがあり、合計すると約5800万円の減となる。

質疑 島原城管理経費の島原城整備基金積立金はどうような内容か。

答弁 収益の70%を施設利用負担金として積み立てるようになっており、平成27年度分の収益の70%を計上している。

質疑 昨年10月から島原城を管理する指定管理者が変わっている



が、今後も収益の70%が積み立てられていくのか。

答弁 市と指定管理者との基本協定に基づき協議していきたい。

質疑 経済対策分の臨時福祉給付金約2億400万円について、対象人数や給付金額についてはどうなっているのか。

答弁 1人当たり1万5千円を

支給するもので、対象者は1万2700人を見込んでいます。

質疑 地方公務員の給与は交付税措置されることだが、今回の給与改定による増額分に対する交付税の予算計上がされていない理由は何か。

答弁 今年度の地方交付税の算定基礎となる基準財政需要額の計算に用いられる単位費用は、前年あるいは前々年の経済状況や人事院勧告などを見ながら国において算出されていることから、今年度分には反映されていない。

このほか、三会原第3地区発掘調査事業の内容、有明総合文化会館大ホール空調機器の改修による会館利用への影響、臨時福祉給付費の過年度国県支出金返還金等について質疑がなされ、挙手採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。



決算審査特別委員会

決算審査特別委員会は、去る9月定例会において、閉会中の継続審査として付託された第41号議案について、平成28年10月4日、5日の2日間で審査しましたのでお知らせします。

審査に当たっては、市長から提出された「決算の概要」「主要施策の成果説明書」、監査委員から提出された「決算及び基金運用状況審査意見書」などを参考にしました。

○第41号議案 平成27年度島原市一般会計歳入歳出決算

歳入決算額は234億9113万9650円で、一般財源が61・1%、特定財源が38・9%。自主



うなっているのか。

【答弁】 市内の事業所に勤務し、民間アパートを借りられている29歳以下の方に家賃を2年間支援するものである。

【質疑】 生き生きお出かけ・ふれあい交流支援事業について、継続して事業を実施してほしいとの声もあるが、事業効果をどのように考えているか。

【答弁】 高齢者を中心に誰もが気軽に利用できる憩いの場を商店街に設けてふれあい交流事業を実施した。期間中は延べ6542人の利用があり、利用者からは外出するきっかけになった、ゲームなども行われており楽しかったなどの意見がある。今後も高齢者の社会参加の機会を創出したい。



なごみ茶ろんでのイベントのようす

議会だより 「音声版・点字版」のご案内

議会の活動状況を市民の皆様にお伝えし、身近に感じていただくため、定例会ごとに年4回「島原市議会だより」を発行し、市内各世帯に配布しています。

また、目の不自由な方向けに、音声版、点訳版を、島原市のボランティア「ゆずの会」及び、島原点訳サークル「がんばっ点!」の皆さんのご協力により、それぞれ発行しています。

◇音声版、点字版をご希望の方は、福祉課障害福祉班へお申し出ください。

連絡先

電話 63-1111
(内線) 273





平成町人工芝グラウンド

質疑 公共施設の使用料の基本方針をどう考えているのか。

答弁 基本的に施設の建設費と維持管理費を勘案して使用料を算出している。施設によっては、民間に同種の施設や公共でしか提供できない施設があることから市と使用者の負担割合を5つ程度に区分し、利用者から負担を頂くように見直しを行っている。

質疑 病後児保育事業について、市内では2つの園で実施されているが、事業を実施する保育園がふえない理由は何か。

答弁

採算性や看護師・保育士

の確保などが問題となる。厚生労働省の調査では7割が赤字経営であるという報告がある。

質疑 観光行政について、宿泊客をふやすための計画や目標値は。

答弁 まち・ひと・しごと創生総合戦略で、平成31年度までの目標数値として、入り込み客数を200万人、宿泊客数を25万人、観光消費額を195億円としている。観光においては1つのホテルに納品する業者が100業者程度あるので、市民の生計を維持するための産業だと認識している。



島原学生駅伝のようす

質疑 九州学生駅伝大会に対する市民の声はどうか。1800万円もの予算をかけて今後も継続するのか。

答弁 学生駅伝大会では毎年多くの一般ボランティアのご協力をいただいて運営している。そういう意味では島原の冬の一大スポーツイベントとして理解いただいていると思っている。

このほか、町内会・自治会組織への予算配分のあり方、ふるさと納税の状況、鉄道やバスなど公共交通への補助金とその効果、生活保護費の推移と市の対応、南高北部環境衛生組合に対する負担金、畜産関係補助事業による効果、企業立地や島原ブランド営業の推進策、有明町下水道事業基金積立金の状況と今後の計画、消防団員の公務災害に対する補償内容、就学援助の状況と財源、市税における収入未済額と不納欠損の状況等について質疑がなされ、挙手採決の結果、認定することに決定しました。



インターネットで島原市議会会議録と 会議のライブ・録画放送がご覧になれます。

市議会の審議内容や市政に対する一般質問の内容などを市民の皆様にも広くお知らせするため、市議会ホームページに会議録を公開しております。

ことばや発言者など、さまざまな方法で検索できますので、ご活用ください。